

特別支援教育

1 特別支援教育の推進について

(1) 国の動向

ア 障害者基本法の改正（平成23年8月）

昨年8月、障害者基本法が一部改正され、教育に関しては、新たに、可能な限り障がい者である児童生徒が、障がい者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮することなどの内容が盛り込まれた。

イ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）

本報告において、インクルーシブ教育システムの構築に向け、高等学校においても「特別支援教育体制の充実強化」、「発達障害のある生徒への指導・支援の充実」、「高等学校入学者選抜における配慮や支援」、「キャリア教育・就労支援」を一層推進していくことが必要であると示された。

○ 障害者基本法の一部を改正する法律

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/houritsuan.html>

○ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm

【これまでの国の動向】

○ 発達障害者支援法（平成17年4月）

高等学校等に在籍する発達障がいのある生徒に対し、その障がいの状態に応じ、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じることが明記された。

○ 中教審答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月）

高等学校における特別支援教育の推進や、発達障がいのある生徒に対する指導及び支援在り方が課題として示された。

○ 学校教育法の改正（平成19年4月）

特別支援教育が法的に位置付けられ、高等学校においても障がいのある生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記された。

○ 文科省通知「特別支援教育の推進について」（平成19年4月）

校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画の作成・活用など、特別支援教育の体制整備の必要性が示された。

○ 新学習指導要領告示（平成21年3月）

教育課程の編成・実施に当たっての配慮すべき事項として、個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが示された。

○ 高等学校ワーキング・グループ報告「高等学校における特別支援教育の推進について」（平成21年8月）

小中学校に比べ、実態把握の実施など、高等学校の特別支援教育に係る支援体制は遅れており、発達障がいのある生徒への指導・支援を中心として、取り組むべき多くの課題が残されていることが指摘された。

(2) 本道の取組

ア 特別支援教育の充実のための体制整備

平成19年の学校教育法の改正を受け、全ての道立高校において、校内委員会の設置や実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名を行うこととした。

イ 「高等学校における発達障害支援モデル事業」(文科省)

発達障がいにより、学習や生活面で教育上特別な支援を必要としている生徒への具体的な支援の在り方について、指定校において実践研究に取り組んだ。

指定期間	指定校
平成19～20年度	北海道名寄農業高等学校
平成20～21年度	北海道士別東高等学校
平成21～22年度	北海道札幌北高等学校(定時制)
平成22～23年度	北海道滝上高等学校

ウ 「高等学校における発達障害支援連携モデル事業」(道教委)

平成23年度から3年間、発達障がいのある生徒が在籍する道立高等学校(モデル校)及び連携して協力する道立特別支援学校を組み合わせ指定し、道立高等学校4校に特別支援教育支援員を配置するとともに、生徒の交流及び共同学習、教員の合同研修等を促進することにより、高等学校における発達障がいのある生徒への学習支援の在り方や高等学校と特別支援学校の交流の在り方等について調査研究を行っている。

モデル校(高等学校)	協力校(特別支援学校)
北海道千歳高等学校(定時制)	北海道白樺高等養護学校
北海道檜山北高等学校	北海道今金高等養護学校
北海道湧別高等学校	北海道紋別高等養護学校
北海道更別農業高等学校	北海道中札内高等養護学校

エ 「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査

高等学校における教育上特別な支援を必要とする生徒の状況を把握し、各学校の指導の充実に生かすことを目的として、全ての道立高校を対象に、本年2月に現2年生以上、6月に1年生を対象として実施した。(本調査の結果は136～137ページに掲載)

2 「高等学校における発達障害支援モデル事業」(文科省)の実践事例

(1) A高校の現状

A高校では、LD、ADHD等の発達障がいを含め、特別な教育的ニーズのある生徒が入学している状況を踏まえ、発達障がい等のある生徒の状況の的確な把握の方法や、障がいの特性等に応じた指導方法の工夫・改善、生徒の自立に向けた進路指導の在り方について研究を行った。

(2) 取組の内容

ア 生徒の状況の把握

中学校と連携して、生徒の中学校での状況について話し合うほか、観察シートや心理検査(TK式テストバッテリー)、定期考査などの結果を分析し、学習上のつまずき

等をチェックするとともに、「特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業」を活用し、特別支援学校の教員による観察や本校教員との協議を行い、生徒の状況の的確な把握に努めた。

イ 指導方法等の改善

義務教育段階の学習内容が十分に身に付いていなかったり、基礎的・基本的な知識・技能の習得に時間がかかったりするなど、学習面において様々な課題を抱えている生徒に対する個別の指導計画や各教科の具体的な支援の計画を作成するなどして、支援内容を具体化するとともに、全教員へ周知・徹底した。

また、PDCAサイクルを活用し、前期・後期ごとに取組結果を検証し、個別の指導計画を見直すなど、生徒の状況に応じた効果的な支援や指導の方法の改善を図った。

【授業やテスト等における支援の実際】

〈授業における支援内容〉

- ピア・サポートの手法によるグループ学習やペア学習を積極的に取り入れ、生徒同士が互いに支え合う関係をつくる。
- 放課後等を利用し、補充的な学習を行うなど、個に応じた指導を充実する。

〈テストにおける支援内容〉

- 難しい漢字にルビを振ったり、問題文の表現を分かりやすくしたりする。
- テスト準備が円滑に行われるよう、事前にテストのポイントを明示する。
- 事前準備のための放課後学習会を実施し、学習内容の定着・確認を図る。

〈評価における支援内容〉

- 観点別評価についての校内研修会を実施し、定期考査を観点別に再構成するなどの改善を図り、評価の充実に努める。

(3) 教育上特別な支援を必要としている生徒に対する就労支援

生徒のコミュニケーション能力や就労意欲を高めるため、次のような取組を行った。

ソーシャルスキルトレーニングとしてのボランティア活動

他の生徒と良好な人間関係を築き、仲間意識や自己有用感を高めるため、全校や学年で行うボランティア活動等の教育活動を実施している。

生徒指導の手法によるグループ活動の取組

自己理解や他者理解を深めるため、総合的な学習の時間において、構成的グループ・エンカウンター等のグループ活動を積極的に取り入れている。

資格取得に向けた取組

進路実現の意欲を高めるため、簿記の資格取得に向けた放課後学習会等を実施している。

(4) 研究の成果

- 個別の指導計画を活用することにより、教員間で情報共有が促進された。
- 各教科で作成した支援計画を共有することにより組織的な支援の具体化が進んだ。
- ピア・サポートの手法によるグループ学習やペア学習の導入により、生徒のコミュニケーション能力が向上した。

3 交流及び共同学習の推進

学習指導要領においては、教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項（第1章第5款の5）において、障がいのある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習の機会を設けることが示されている。交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒にとって有意義であるばかりでなく、高等学校の生徒や地域の人たちが、障がいのある幼児児童生徒と特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会である。

道内の高等学校と特別支援学校の間で行われている交流及び共同学習は、高等学校の生徒が障がいのある生徒に手をさしのべるだけの一方通行の交流ではなく、両校の生徒がともに学び合うことを目指して取り組まれている。

【道内の高等学校と特別支援学校との交流及び共同学習の事例】

〈A高等学校とB特別支援学校（視覚障害）の取組〉

- A高校では、B特別支援学校の高等部の生徒と同一の授業に参加している。
- 高校の生徒は、視覚障がいの生徒が通常の高等学校と同一の教科を学習していることを知るとともに、単眼鏡や点字版等、障がいの状況に応じた教具を利用することにより、自分たちと同じように学習できることを理解する機会となっている。

〈C高等学校とD特別支援学校（知的障害）の取組〉

- C高校では、D特別支援学校（知的障害）の児童生徒とともに乗馬体験を通じた交流及び共同学習を行っている。
- 高等部の生徒との交流では、調理実習や陶器制作などの窯業体験などを通して、C高校の生徒は共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ機会となるとともに、D特別支援学校の生徒にとっても、自己有用感を高めることができるなど、両校の生徒が共に学び合う取組となっている。

4 「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果について

道教委では、今年、道内の高等学校における教育上特別な支援を必要とする生徒の状況を把握し、各学校の指導の充実に生かすことを目的として、本調査を実施した。

各学校においては、本調査の結果を参考にして、生徒の状況の的確な把握に努め、支援を必要としている生徒に対する指導の充実に努めることが重要である。

(1) 実施方法等

実施期間	第1学年	平成24年5月29日（火）～6月22日（金）
	第2・3・4学年	平成24年2月9日（木）～3月2日（金）
実施学校数	全日制課程	道立高校及び中等教育学校：211校（第1学年は206校）
	定時制課程	道立高校：35校
実施内容	生徒の状況の把握	校内委員会を活用するほか、特別支援教育コーディネーターが中心となり、ホームルーム担任や教科担任など異なる場面で対象生徒と関わる教員3～4名のチームを編成するなどして、特別な支援を必要としている生徒の状況を把握
	支援の状況の把握	対象となる生徒への教員の支援や配慮の状況を把握

(2) 調査結果

ア 該当校数、生徒数及び支援の状況

調査対象学年	生徒の状況		支援の状況		
	学校数 (* ¹ 比率)	人数 (比率)	学習面	生活面	対人関係
第1学年	* ² 77校 (32.0%)	177人 (0.6%)	105人	109人	105人
第2・3・4学年	* ³ 123校 (50.0%)	485人 (0.7%)	233人	209人	133人

*¹：第1学年は241校、第2・3・4学年は246校をそれぞれ分母としている。

*²・*³：複数学年に該当生徒が在籍している場合はあわせて1校としている。また、全日制、定時制それぞれを1校としてカウントしている。

イ 支援が必要な生徒の状況

各学校で行われている具体的な支援の内容を基に、支援の内容を「日常的」、「定期的」、「必要に応じた」支援の3つに分類し、集計した。

支援の状況	具体的な支援の内容	第1学年		第2・3・4学年	
		生徒数	学校数	生徒数	学校数
日常的に支援	<ul style="list-style-type: none"> 全ての教科又は一部の教科等において、一斉指導では授業についていくことが困難であったり、長時間集中することができなかったりすることから、対象生徒に付き添った状態で日常的に学習面・行動面等の支援を行っている。 危険を伴う実習等などの特定の教科等において、対象生徒及び他の生徒の安全確保のために、作業手順の詳細を指示するなどの支援を行っている。 	14人	7校	7人	5校
定期的に支援	<ul style="list-style-type: none"> 授業中の指示・発問・説明の方法やテスト時間の延長等指導の工夫を行っている。 チーム・ティーチングしながら、時折、声かけなどによる配慮を行っている。 朝や放課後等における定期的な個別指導や個別学習等を行っている。 	50人	22校	114人	41校
必要に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、観察、声かけなどによる配慮を行っている。 学年での共通理解やカウンセラーとの情報交換等の連携を行っている。 不定期の個別指導や個別学習等を行っている。 	113人	59校	364人	78校
合 計		177人	*77校	485人	*123校

*：「支援の状況」の項目に複数の生徒が在籍している場合は、あわせて1校としている。

(3) 調査結果のポイント

教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校は、1年生では、調査対象校の32%、77校で、生徒数は調査対象生徒数の0.6%に当たる177人であり、また、現在の2年生以上を対象とした結果では、生徒総数の0.7%の在籍率となっている。

文部科学省が平成21年3月に実施した調査では、地域差や家庭・学科による差異はあるものの、発達障がい等により学習面または生活面等において困難のある生徒が、高等学校に在籍する生徒総数の約2%程度の割合で在籍していると推定されている。

今回の調査結果は、調査時期が異なる点などを考慮すると、一概に分析できないが、道内の高等学校においても、特別な支援を必要とする生徒が相当数いると考えられる。

(4) 高等学校における特別支援教育の一層の充実に向けた取組

ア 校内支援体制の充実

(ア) 校内委員会の活性化

校内委員会を活用し生徒の状況を的確に把握するとともに、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援や配慮を行うため、学期ごとなどに定期的に打ち合わせを行う。

(イ) 個別の教育支援計画等の作成

個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するとともに、教員間で共有するなど、個別の支援計画等を活用し、指導や支援の一層の充実を図る。

(ウ) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザーの巡回相談や「特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業」を活用した特別支援学校の教員による校内研修会を開催したり、校外研修に積極的に参加したりするなどして、専門的な助言や援助を受ける。

(エ) 生徒・保護者への啓発

- 支援や配慮が必要な生徒やその保護者の心情や人権などに十分配慮しながら、必要に応じて、生徒の家庭での状況などを聞いたり、学校での様子等について説明する相談の機会を設ける。
- 全ての生徒が、様々な障がいの特性について理解を深めることができるよう授業やホームルーム等で指導を行う。
- 大学の教員による発達障がい等についての保護者向けの研修会を開催する。

イ 中学校との連携

支援や配慮が必要な生徒について、学習面や行動面等における配慮事項や保護者との連携のポイントなどについて、出身中学校の教員と情報交換を行ったり、個別の教育支援計画等の引き継いだりするなど、中学校との円滑な連携に努める。

ウ 関係機関との連携

高等学校における特別支援教育を充実させるためには、関係機関との連携が重要である。必要に応じて、次のような機関との連携や連携内容が考えられる。

- ハローワークにおいて、発達障がい等によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センター等の紹介を行うなど、きめ細かな個別相談、支援を実施している。
- 大学入試センター試験などにおいて、発達障がい等の受験者に対して、受験時間の延長や注意事項等の文書による伝達などの特別な措置を実施している。

【参考情報】

平成25年度センター試験における「受験特別措置案内」

http://www.dnc.ac.jp/modules/center_exam/content0523.html